

大網白里市

合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度



大網白里市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、補助対象区域にある住宅において、それまで使用していた単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置される方に対し補助金を交付しています。

大網白里市役所 地域づくり課 環境対策班

TEL 0475(70)0386

合併処理浄化槽設置に対する補助金について

補助金申請は先着順で受け付けます。予定基数に達した時点で終了となりますのでご注意ください。

■補助金額

区 分	人槽	金 額
単独処理浄化槽	5人槽	512,000円
単独処理浄化槽	6人槽から10人槽まで	594,000円
汲取便槽	5人槽	432,000円
汲取便槽	6人槽から10人槽まで	514,000円
宅内の配管費	5人槽から10人槽まで	100,000円

※工事金額が表の金額に満たない場合は、工事金額が交付額となります。

交付要件

- ①**対象区域内であること**：下水道計画区域(市街化調整区域を除く。)、農業集落排水事業区域及びコミュニティ・プラント事業区域並びに大規模開発区域は、補助対象となりません。
- ②**個人が自分の住む家に設置すること**：市内に住む人が、自分の生活する住宅に浄化槽を設置する場合は対象です。別荘などは対象になりません。
賃貸や販売目的の建物に設置する場合は対象外です。また、法人や事業者が事務所や店舗に設置する場合も対象となりません。
- ③**転換工事であること**：新築や建て替えに伴い浄化槽を設置する場合は対象となりません。旧来の単独処理浄化槽や汲み取り便槽を撤去して、合併処理浄化槽を設置する工事が対象です。
その転換工事が住宅の建て替えによる場合は対象となりません。(トイレなどの水周りのリフォームなどの工事は可)
- ④**市内に居住していること**：申請の時点で申請者が市内に居住しており(要住

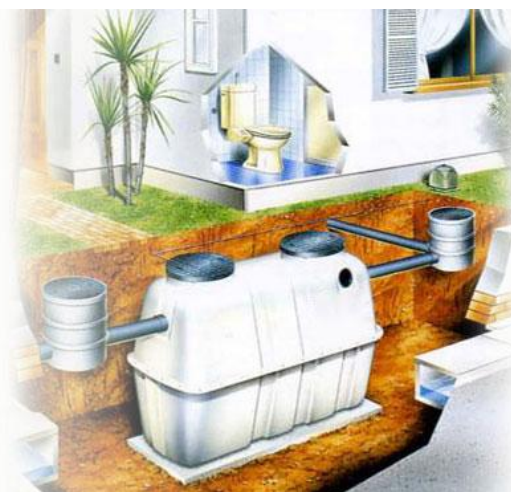
民登録)、今後も引き続き居住の見込みのある方が対象です。また、市税等を完納していること、大網白里市暴力団排除条例(平成24年条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等でないことが必要です。

【注意点】

- ①事前に申請を行い、**交付決定を受けてから工事に着工**する必要があります。
(申請して)許可を受ける前に工事を行ってしまった浄化槽工事に補助金は交付されません。
- ②原則として**交付決定から1か月以内に工事に着工**してください。何か月も先の工事を申請することはできません。
また、原則として交付決定から3か月以内もしくは、申請した年度内(3月15日までに補助金申請に係わる所定の手続きを完了させて下さい。
- ③申請者以外の名義になっている家に浄化槽を設置する場合、所有者の承諾が必要です。所有者の承諾書と印鑑証明が必要です。
- ④浄化槽を設置する際は、**千葉県へ浄化槽設置届を提出**する必要があります。
提出後、10日を経過してから市に補助金申請書を提出して下さい。
- ⑤店舗等が併設された住宅も申請可能ですが、店舗等の床面積が総面積の2分の1未満でなければなりません。また、店舗からの事業排水を処理しないものに限ります。
- ⑥流末等の排水の処理が他者の土地を使用する場合は**必ず**許可を得て、その許可がわかるものを市に提出してください。
- ⑦転入して間もなく本市の市税等が賦課されていない方は、前住所地の納税証明を添付してください。(前年度の納税状況が分かる証明を添付してください。)

※補助金申請の受け付けは予算の範囲内で先着順となりますので、申請前に予算枠が残っているか確認されることをお勧めします。

その他、不明な点は地域づくり課にお問合せ下さい。



補助金申請の手順

① 浄化槽設置届の提出	山武地域振興事務所に提出。 (東金市東新宿1-1-1 電話:0475-55-3862)
② 補助金交付申請	申請者が市に交付申請書(要綱第6条/様式第1号)を提出。 ①を提出してから10日の審査期間を経てから提出してください。※代理人が手続きする場合は委任状が必要です。
③ 交付決定	申請者に補助金交付決定通知書を送付します。
④ 工事開始	交付決定通知が送付されてから工事に着工してください。
⑤ 中間検査	市職員が現地に伺います。 浄化槽型番や基礎の状態の確認や、浄化槽を設置する直前と設置後の状態の確認を行いますので、速やかに浄化槽本体を設置できる状態で待機して下さい。 <u>【主な確認事項】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備士の同席 ・設置する場所及びその状況(土圧など) ・基礎の硬度(目安は養生後72時間以上経過) ・浄化槽本体の型式番号 ・浄化槽の破損の有無 等
⑥ 工事完了	工期が予定より延びる場合は変更承認申請書(要綱第8条/様式第4号)の提出が必要です。
⑦ 実績報告	申請者が市に実績報告書(要綱第9条/様式第6号)を提出。
⑧ 完了検査	市職員が現地に伺います。 実際に水を流して確認するので、ご在宅のうえ立会いをお願いします。 <u>【主な確認事項】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設備士の同席 ・浄化槽の動作環境
⑨ 交付確定	申請者に補助金交付確定通知書を送付します。
⑩ 交付請求	申請者が市に交付請求書(要綱第11条/様式第8号)を提出してください。
⑪ 振込み	指定の口座(申請者名義に限る)に補助金を振り込みます。

必要書類

●申請時

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 合併処理浄化槽の構造図
- (3) 合併処理浄化槽の配置及び配管経路、敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図
- (4) 見積書の写し（※設置費、撤去費、配管費などの内訳や内容がわかるもの）
- (5) 合併処理浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票）
- (6) 保証登録証
- (7) 設置場所の案内図
- (8) 工事請負契約書の写し
- (9) 転換事業計画を示した書類
- (10) 住宅又は住宅の敷地部分が借家又は借地である者は、所有者の承諾書及び印鑑登録証明書
- (11) 蒸発散方式等を使用する場合は、放流ができない理由書
- (12) 市税に係る納税証明書
- (13) その他市長が必要と認める書類（※土留め工法ができない理由書等）

●実績報告

- (1) 住民票の写し
- (2) 工事費請求書の写し（※設置費、撤去費、配管費などの内訳や内容がわかるもの）
- (3) 施工状況に係わる写真（※別紙注意点の工事写真指示書参照）
- (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- (5) 施工結果報告書
- (6) 浄化槽法第7条第1項の水質に関する検査の費用を納付したことを証する書面の写し
- (7) 一括契約（千葉県浄化槽一括契約制度要綱（以下「一括契約制度要綱」という。）第2条第1号に規定する一括契約をいう。以下同じ。）に係る契約書の写し（補助対象者が浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検又は清掃を自ら行う場合については、自ら行うことができることを証明する書類及び同法第11条第1項の水質に関する検査（以下「第11条検査」という。）の受検を契約したことを証する書面の写し）

(8) その他市長が必要と認める書類